

(別紙2)

ごみ収集車規格指示書

1 総則

- (1) 道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- (2) 「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長通知，昭和62年2月13日付基発第60号の3）」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 附属品

- (1) 消火器を備え付けること。
- (2) 火災発生防止対策として常時使用できる消火装置（消火器以外）を備え付けること。
- (3) 有害ごみ（蛍光管、乾電池、水銀体温計など）及びスプレー缶等を、他の破砕ごみと分けて、破壊せずに収集できるように、車両に荷箱を設けること。
- (4) 清掃用のほうき、ちりとり等を備え付けること。

3 車両表示等

- (1) 本業務中は、登録車両には、以下の項目を明示しなければならない。

表示内容	文字の大きさ	表示場所
高松市委託収集車	概ね10cm×10cm角以上	車両両側面
会社名	縦10cm以上	車両両側面及び車両後部
市が指示する背番号	縦20cm以上	車両両側面及び車両後部

- (2) 車両表示の塗装等にあつては、事前に市環境業務課と十分協議し、承認を得ること。
- (3) 委託契約終了後においては、高松市の委託車両と認識し得るような状態で使用してはならない。

4 代替車

代替車についても、上記1から3を適用する。

5 車両の規格・仕様

最大積載量2,000kg以上とすることが望ましい。（軽四ダンプを除く）

6 軽四ダンプ等

軽四ダンプ等については、上記1-(1)及び3を適用する。ただし、車両表示の文字の大ききの確保が困難な場合については、事前に市環境業務課と協議するものとする。